

飯塚市企業局受託工事等規程を次のように定める。

令和8年5月1日

飯塚市企業管理者 石 田 慎 二

飯塚市企業管理規程第3号

飯塚市企業局受託工事等規程

飯塚市企業局受託工事規程(平成18年飯塚市企業管理規程第15号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、企業局(以下「局」という。)が、公共事業、民間開発事業その他の事業に伴い必要となる上水道施設及び下水道施設に係る受託工事及び承認工事の取扱い並びに費用負担その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託工事 局が、他の者から委託を受けて施工する工事等をいう。
- (2) 承認工事 民間開発事業その他企業管理者が必要と認める事業に伴い、申込者が企業管理者の承認を受けて施工する工事等をいう。
- (3) 工事等 上水道施設又は下水道施設の新設、増設、布設、移設、布設替え、撤去若しくは改良の工事並びにこれらに附随する測量、調査、設計、監督及び検査をいう。
- (4) 上水道施設 配水管、導水管、送水管、弁類、消火栓その他これらに附属する施設をいう。
- (5) 下水道施設 公共下水道の管渠、ます、マンホールその他これらに附属する施設をいう。
- (6) 申込者 受託工事又は承認工事の申込みをしようとする者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる工事等について適用する。

- (1) 公共事業の施工に伴い、上水道施設又は下水道施設の機能回復、移設又は新設を要する工事等
- (2) 宅地開発、事業所開発その他これらに類する民間開発事業に伴い、上水道施

設又は下水道施設の新設、増設、移設又は接続を要する工事等

- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業管理者が必要と認める工事等
(受託工事の申込み)

第4条 受託工事を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申込書に關係図書を添えて、企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 委託者の住所及び氏名
 - (2) 工事等の場所
 - (3) 工事等の目的及び内容
 - (4) 工事等の期間
 - (5) 工事設計図面又は関連する工事計画図面
 - (6) その他企業管理者が必要と認める事項
- (承認工事の事前協議)

第5条 承認工事を施工しようとする者は、あらかじめ、施設整備の要否、設計条件、接続方法、施工時期、費用負担、完成後の帰属その他必要な事項について、企業管理者と協議しなければならない。

(承認工事の申請及び承認)

第6条 承認工事を施工しようとする者は、次に掲げる書類を添えて承認申請書を企業管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図
- (3) 縦横断図その他企業管理者が必要と認める設計図書
- (4) 工程表
- (5) その他企業管理者が必要と認める書類

2 企業管理者は、前項の申請の内容が適当であると認めるときは、必要な条件を付して承認することができる。

3 承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ企業管理者の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(工事等の施工)

第7条 受託工事は、局が施工する。

2 承認工事は、前条の承認内容に従い、申込者が施工する。

3 企業管理者は、必要があると認めるときは、受託工事の一部又は全部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

4 企業管理者は、承認工事の施工が承認内容に適合しないと認めるとき、又は安全

管理上必要があると認めるときは、その是正、変更又は工事の中止を命ずることができる。

(布設工事の監督)

第8条 上水道施設の布設工事で、水道法第12条（昭和32年法律第177号）の規定により技術上の監督を要するものについては、企業管理者は、職員を指名し、又は第三者に委嘱して監督業務を行わせるものとする。

2 承認工事の申込者は、前項の監督業務に協力し、企業管理者の指示に従わなければならない。

(費用の負担)

第9条 受託工事に要する費用は、委託者の負担とする。ただし、企業管理者が必要があると認めるときは、その費用を軽減し、又は免除することができる。

2 承認工事の設計、施工、監督、検査、既施設設との接続、切替えその他必要な費用は、申込者の負担とする。

(費用の通知及び前納)

第10条 企業管理者は、受託工事を施工するときは、その概算額を委託者に通知し、前納させることができる。

2 前項の費用は、工事等の完成後に精算するものとし、過不足を生じたときは、還付し、又は追徴する。

(費用の算出方法)

第11条 受託工事の費用は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 工事請負費
- (2) 設計費
- (3) 補償費
- (4) その他特別の費用

2 承認工事について申込者が負担すべき費用は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 工事費
- (3) 既施設設との接続又は切替えに要する費用
- (4) その他企業管理者が必要と認める費用

3 前2項の費用は、国、県又は局が定める設計基準その他企業管理者が適当と認める基準により算出する。

(配水管の増径等)

第12条 企業管理者は、上水道に係る工事等について、将来の水需要の予測その他

の理由により、申込者の需要を満たすために必要な口径より更に増径することが
適当と認めるときは、増径した配水管を布設することができる。

- 2 前項の場合において、申込者の負担すべき費用の額は、当該申込者の需要を満たすために必要な施設の整備に要する費用相当額とする。
- 3 下水道に係る工事等については、公共下水道全体計画との整合を図って施工し、又は承認するものとする。

(完成検査等)

第13条 承認工事の申込者は、工事が完成したときは、速やかに完成届を提出し、
企業管理者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査に合格し寄付採納が完了しなければ、当該施設を局の管理に属する施設として使用し、又は引き渡すことができない。
- 3 企業管理者は、検査の結果、補修その他必要な措置があると認めるときは、期限を定めてその履行を命ずることができる。
- 4 申込者は、検査に合格したときは、竣工図、工事写真その他企業管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。

(施設の帰属)

第14条 この規程に基づき設置され、かつ、企業管理者の検査に合格した上水道施設及び下水道施設のうち、企業管理者が必要と認めるものは、局の所有とする。

- 2 前項の施設については、企業管理者が別に定めるところにより、申込者から局へ無償で引き渡すものとする。

(瑕疵補修)

第15条 承認工事の申込者は、引渡し後2年以内に施工に起因する瑕疵が判明したときは、企業管理者の指示に従い、申込者の負担で補修しなければならない。

(準用規定)

第16条 受託工事の監督及び検査については、飯塚市企業局請負工事監督規程(平成18年飯塚市企業管理規程第16号)及び飯塚市企業局工事検査規程(平成18年飯塚市企業管理規程第14号)の例による。

(補則)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業管理者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。